

【自営業の経費について】 渡辺パイプ健康保険組合が認める直接的必要経費一覧

自営業の収入について

- ◎ 健康保険法における被扶養者の要件は「収入」が130万円（60歳以上または障害年金受給者は180万円）未満であり、いわゆる税法上の「所得」で勘案するものではありません。
- ◎ 健康保険法における自営業者等の収入については『総収入から「直接的必要経費（※）」を差し引いた額』となります。（なお給与収入者については『総収入』で判断することになっており、必要経費は一切認められていません。）

※ 直接的必要経費とは『生産活動に要する原材料等の費用』（具体的にはケーキ屋さんの小麦粉、卵等）

渡辺パイプ健康保険組では、上記の「直接的必要経費」を下表のとおり定めており、自営業収入のある方の収入については「収支内訳書（損益計算書）」の「収入金額」から当組合の認める経費を差し引いて判断します。

判定	内 容
○	当組合が直接的必要経費として認める経費。
●	収支内訳書の住所と事業所住所が同一の場合は、用途（事業用・自宅用）が混在しているため、50%（小数点以下切り捨て）を直接的必要経費とします。但し申告時に50%以下の額で申告している場合は、領収書等の裏付書類の提出により全てを直接的必要経費とします。
△	条件を満たした場合に直接的必要経費として認める経費。事業内容や目的により判断します。必要に応じて領収書等の裏付書類の提出を求める場合があります。 なお、科目「外注工賃」の内容が人材派遣会社への派遣料の場合は扶養認定の対象外です。
×	当組合が直接的必要経費として認めない経費。
認定不可	給与賃金や雇人費がある場合は、従業員を雇用する経営者とみなされ、自らが被扶養者として生計を維持してもらう立場になることは妥当ではなく、被扶養者認定の対象になりません。 また、外注工賃の内容が人材派遣会社への派遣料の場合も同様に扶養認定の対象外です。

一般所得		農業所得		不動産所得	
科目	判定	科目	判定	科目	判定
売上原価（仕入代）	○	雇人費	認定不可	給料賃金	認定不可
給料賃金	認定不可	地代・小作料・賃借料	△	減価償却費	×
外注工賃	△	減価償却費	×	貸倒金	×
減価償却費	×	貸倒金	×	地代家賃	△
貸倒金	×	利子割引料	×	借入金利子	×
地代家賃	●	租税公課	×	租税公課	×
利子割引料	×	種苗費	○	損害保険料	×
租税公課	×	素畜費	○	修繕費	△
荷造運賃	△	肥料費	○	雑費	×
水道光熱費	●	飼料費	○	専従者給与・専従者控除	認定不可
旅費交通費	△	農具費	△	青色申告特別控除額	×
通信費	●	農薬衛生費	○		
広告宣伝費	×	諸材料費	△		
接待交際費	×	修繕費	△		
損害保険料	×	動力光熱費	△		
修繕費	△	作業用衣料費	△		
消耗品費	△	農業共済掛金	×		
福利厚生費	×	荷造運賃手数料	△		
雑費	×	土地改良費	○		
専従者給与・専従者控除	認定不可	雑費	×		
青色申告特別控除額	×	専従者給与・専従者控除	認定不可		
		青色申告特別控除額	×		